

# 平成27年12月定例教育委員会会議録

1. 日 時 平成27年12月2日(水)午後2時
2. 場 所 泉佐野市役所4階 庁議室
3. 出席委員 教育長 中藤 辰洋  
教育長職務代理者 北浦 秀樹  
委 員 南 一早枝  
委 員 畑谷 扶美  
委 員 山下 潤一郎  
委 員 中村 スザンナ  
委 員 赤坂 敏明
4. 説明のために出席した職員の職、氏名  
教育部長 東口 祐一  
地域連携担当理事 中下 栄治  
スポーツ推進担当理事(兼)スポーツ推進課長 谷口 洋子  
教育総務課長 檜葉 浩司  
教育総務課教職員担当参事 茶谷 由孝  
教育総務課施設担当参事 福島 敏  
教育総務課文化財担当参事(兼)歴史館いずみさの館長 鈴木 陽一  
学校教育課長 明渡 賢二  
学校教育課人権教育担当参事 東 壽美雄  
生涯学習課長 山隅 唯文  
生涯学習課図書担当参事 和泉 匡紀  
青少年課長 阿形 学  
(庶務係) 教育総務課主幹 北庄司 俊明
5. 本日の署名委員 委 員 山下 潤一郎

## 議事日程

- 報告第42号 泉佐野市奨学金貸付基金条例及び同施行規則の改正、泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱の制定について（学校教育課）
- 報告第43号 泉佐野市立歴史館いずみさのの指定管理者の指定について（教育総務課）
- 報告第44号 泉佐野市立文化会館、泉佐野市立生涯学習センター、泉佐野市立佐野公民館及び泉佐野市立長南公民館の指定管理者の指定について（生涯学習課）
- 報告第45号 泉佐野市立中央図書館の指定管理者の指定について（生涯学習課）
- 報告第46号 教育委員会後援申請について
- 報告第47号 教育委員会後援実施報告について

## 議案第45号 【継続審議分】

- 泉佐野市立小・中学校における土曜授業実施要綱について（学校教育課）
- 議案第48号 平成27年度教育委員会表彰の被表彰者について（教育総務課）
- 議案第49号 2016年度泉佐野市教職員組合要求書に対する回答について（教育総務課）

（午後2時00分開会）

## 中藤教育長

ただ今から平成27年12月定例教育委員会議を開催します。  
委員全員が出席をされていますので、会議が成立しています。  
本日の会議録署名委員は、山下委員にお願いします。  
本日は1名の方から傍聴の申し込みがあります。許可したいと思いますが、いかがでしょうか。

（各委員 「異議なし」の発言あり）

## 中藤教育長

それでは、本日の審議に入ります前に、11月定例教育委員会議の会議録についてご確認をお願いします。委員の皆様で何かお気づきの点がありましたら、お願いします。

（各委員 「異議なし」の発言あり）

## 中藤教育長

無いようですので、会議録は承認されました。  
畑谷委員は後ほど署名をお願いします。

## 中藤教育長

それでは、本日の審議に入りたいと思います。  
まず、報告第42号「泉佐野市奨学金貸付基金条例及び同施行規則の改正、泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱の制定について」を議題とします。  
学校教育課から報告をお願いします。

東学校教育課人権教育担当参事

本件については、11月定例教育委員会議で説明をさせて頂き、ご承認頂きましたが、貸付額など調整中の事項がありましたので、その点について、改めて報告させて頂きます。

貸付金額は、専門学校、大学、短期大学の月額を本人がその金額の範囲で10,000円を単位とする金額で選択できるように国立及び公立は30,000円以内、私立は40,000円以内と変更するものです。他の主な変更点は、貸付金額をこれまでの2回から3回に分けて貸し付けることに変更し、貸付時における資格要件等の審査も適正に行っていきたいと考えています。返還についても貸付期間の終了後8カ月を経過した後、納付月である6月、12月の年2回としていましたが、貸付期間の終了後翌月から返還するよう変更を行いました。また、遅延損害金も条例に明記し、要綱第18条で遅延損害金の計算についても記載しています。今後新たな滞納を発生させないよう取り組んでいくとともに奨学金の返還が滞っている方に対しても早期に返還いただくよう促していきたいと思います。

中藤教育長

学校教育課から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

貸付金額は、10,000円単位で希望される額で貸付を行うということですね。前回、山下委員から質問のあった返還に関する法的拘束力に関する質問について、補足があればお願いします。

東学校教育課人権教育担当参事

法的拘束力について、奨学金は私債権になりますので、督促は継続して行えますが、差し押さえまではできません。連帯保証人を設定していますので本人又は保護者が返済できない場合は、連帯保証人に返済を求めることになります。

山下委員

督促だけならこれまでも行ってきたのですよね。どこが違うのですか。

東学校教育課人権教育担当参事

今後新たな貸付については、要綱で、連帯保証人や遅延損害金等について明記し、根拠づけることにより、貸付事務をきっちり行っていくという事です。

中藤教育長

差し押さえまではできないが、今後の貸付にあたっては、連帯保証人を設けて、要綱に基づいて事前にきっちりと説明を行っていくということですね。

赤坂委員

連帯保証人への差し押さえもできないのですか。

東学校教育課人権教育担当参事

連帯保証人へも私債権ですので、同様です。

畑谷委員

条例第14条の返還免除で、奨学生が死亡したとき、又は委員会が特別の理由があると認めるとき、奨学金の全部又は一部の返還を免除することができるとありますが、連帯保証人への督促等はどうな

るのですか。

#### 赤坂委員

本人が亡くなれば、連帯保証人が設定されていても、返済せずに済むのか、連帯保証人が返す義務が生じるのか、その辺りの見解をお聞かせ頂きたい

#### 東学校教育課人権教育担当参事

連帯保証人となっていますので、本人が亡くなられた場合は保護者又は連帯保証人に返済の義務が生じることになりますが、特別な理由があると認めるときは奨学金の全部又は一部の返還を免除することができるとなっていますので、保護者や連帯保証人がご病気であるとか収入の状況などを鑑みて免除するかどうか委員会で検討することになると思われま

#### 中藤教育長

他にありませんか。無いようですので、以上で報告第38号を終わります。

次に報告第43号「泉佐野市立歴史館いずみさのの指定管理者の指定について」を議題とします。  
教育総務課から報告をお願いします。

#### 鈴木教育総務課文化財担当参事

平成27年6月の定例教育委員会議において、当該施設の条例の制定について、また、平成27年7月の定例教育委員会議において同施行規則の改正につきましてご承認をいただき、平成28年4月1日より指定管理者制度を導入するために、指定管理者の公募を行いました。それに対し、4者から応募がありましたので、指定管理者選定委員会を設置し、10月10日に選考を行った結果、事業計画書の内容が他の応募団体に比べ、優れていると判断されました議案書記載の団体が総合評価において適正との評価を得ました。選定に関する得点等は資料に記載のとおりです

現在、地方自治法第244条の2第3項の規定により、泉佐野市立歴史館いずみさのの指定管理者を指定するに当たり、同法第244条の2第6項に基づき、12月市議会に上程しています。

公の施設 名称 泉佐野市立歴史館いずみさの 位置 泉佐野市市場東一丁目295番地の1  
指定管理者 住所 堺市南区竹城台三丁目21番4号 名称 公益財団法人 大阪府文化財センター  
代表理事 田邊 征夫 指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間  
です。

#### 中藤教育長

教育総務課から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

#### 北浦教育長職務代理者

得点表で点数がでていますが、最低何点以上という規定があるのですか。

#### 鈴木教育総務課文化財担当参事

合格は60%以上としています。候補者が400点で500点満点ですので8割、2位と3位の団体も合格ラインに入っていることになります。

中藤教育長

他にありませんか。無いようですので、以上で報告第43号を終わります。

次に、報告第44号「泉佐野市立文化会館、泉佐野市立生涯学習センター、泉佐野市立佐野公民館及び泉佐野市立長南公民館の指定管理者の指定について」を議題とします。

生涯学習課から報告をお願いします。

山隅生涯学習課長

本件についても歴史館いずみさのと同様に平成27年6月の定例教育委員会議において、当該施設の条例の制定について、また、平成27年7月の定例教育委員会議において同施行規則の改正につきましてご承認をいただき、指定管理者の選定に入りました。選定にあたっては、泉佐野市立文化会館も生涯学習センターや各公民館と施設の貸出や行事の選定であるとか類似的なことがあるということ、一体的に指定管理とするのが適当であるとの方針ができましたので、泉佐野市立文化会館、泉佐野市立生涯学習センター、泉佐野市立佐野公民館及び泉佐野市立長南公民館を一括して指定管理者の選定を行うこととなりました。8月に説明会を行い、その際3者の参加がありましたが、9月に公募を行った結果、1者のみの応募となりました。その後1者において、10月6日に選定委員会を開催し、その結果、資料のとおり得点となり、500満点中431点、86.2%の得票となり、合格ラインを70%以上と設定しており、合格ラインを超えていますのでこの1者を候補者として選定しました。

先程の歴史館いずみさのと同様、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定するに当たり、同法第244条の2第6項に基づき、12月市議会に上程しています。

公の施設として 泉佐野市立文化会館 泉佐野市立生涯学習センター 泉佐野市立佐野公民館 泉佐野市立長南公民館、指定管理者として 住所 泉佐野市市場東1丁目295番地の1 一般財団法人泉佐野市文化振興財団 理事長 向井 新 指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。

中藤教育長

生涯学習課から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

文化会館は教育委員会の所管ではありませんが、説明にありましたように一体的に指定管理とすることで含まれています。

中村委員

施設の名称はこの名前に戻るのですか。

山隅生涯学習課長

正式名称は記載のとおりです。ネーミングライツについては、期間が定められていますので、継続します。

中藤教育長

先程、北浦委員からも最低何点以上という規定があるのかという質問がありましたが、その選定委員会によって事前に何%にするのかを決めていますので、歴史館いずみさのは60%でしたが、今回の施設は、そのラインが70%ということですね。市としても指定管理を選定する際には必ず何%としっかり決めておられる、おおよそ60%ですかね。

東口教育部長

はい、そのとおりです。こちらは事業規模が大きいことや応募者が1者ということもあり、ハードルを上げて、70%以上を合格ラインとしています。

赤坂委員

指定管理者の泉佐野市文化振興財団はどのような事業をされているところですか。

東口教育部長

今現在、泉佐野市立文化会館は指定管理を行っており、泉佐野文化振興財団が指定管理者となっています。イベントや貸館、講座などの実績のある事業者です。

中藤教育長

5年間の指定管理期間が満了し、今年度は1年を追加して6年目となっているのだったかね。6年間の実績がある事業者という事です。

東口教育部長

26年度末で指定管理期間を満了し、1年間随意契約で継続して頂き、生涯学習センターや佐野公民館、長南公民館も各種講座や貸館など文化会館と事業内容が類似している点があり、総合的な判断の中で生涯学習センターや両公民館施設の事業運営も含めて運営が可能であるということで、今回併せて指定管理の公募を行ったという形になっています。

中藤教育長

他にありませんか。無いようですので、以上で報告第44号を終わります。

次に、報告第45号「泉佐野市立中央図書館の指定管理者の指定について」を議題とします。生涯学習課から報告をお願いします。

和泉生涯学習課図書担当参事

本件についても同様に平成27年6月の定例教育委員会議において、当該施設の条例の制定について、また、平成27年7月の定例教育委員会議において同施行規則の改正につきましてご承認をいただき、平成28年4月1日から指定管理者制度を導入するために、指定管理者の募集を行ったところ1者からの応募がありました。指定管理者選定委員会を設置し、具体の審議を行った結果、議案書記載の団体が総合評価において適正との評価を得ました。つきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、泉佐野市立中央図書館の指定管理者を指定するに当たり、同法第244条の2第6項に基づき、12月市議会に上程しています。

公の施設として 泉佐野市立中央図書館、位置 泉佐野市市場東一丁目295番地の1 指定管理者として 住所 東京都文京区大塚三丁目1番1号 株式会社図書館流通センター 代表取締役 石井昭 指定の期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。審査の内容は、資料得点表のとおりです。図書館の場合は、1者のみの応募でしたのでそのことについても考慮したうえで選定委員会が開催されました。その一端をご紹介させていただきますと例えば経費に関することは10%の基準得点で、指定管理料については、1者ということで評価は行っていません。また、60%未満であればたとえ1者であっても推薦しないという合格ラインを設けました。図書館の活性化に関することは45%の基準得点で、安定的な運営が図られることに関することは25%の基準得点となっており、安定的な運営から図書館の活性化の方に点数が流れています。というのも委員の中で該当

の1者については、全国規模で展開されており、安定性についてはお墨付きであるというような意見がありました。そこに点数を少なくしてあくまでも指定管理制度に移行するについては図書館を活性化するのが第一目標だということで、ここに重点をおいて点数を見ていこうというようなことが決定されました。このように1者だからといって評価が甘くならないようにということで選定委員会の方でも厳しく審査された上での結果となっています。

中藤教育長

生涯学習課から報告がありました。委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

赤坂委員

指定管理者に決定した団体は、他の自治体でも図書館の指定管理を受け、事業を展開されている事業者ですか。

和泉生涯学習課図書担当参事

図書館は全国で3,246館ありますが、そのうち436館でこの会社は指定管理か又は窓口の運営委託を行っているという実績があります。内訳は指定管理が257館、窓口委託が179館です。全国の図書館のうち、平成26年度までで、426館が指定管理を実施しており、おそらく全国で一番多くの指定管理の実績のある会社と思われます。

赤坂委員

指定管理者について、どういった会社や団体なのかがわかる資料を付けて頂きたいと思います。

中藤教育長

次回からはそのような資料をつけて頂くようお願いします。

中村委員

近隣の自治体の状況はどうですか。

和泉生涯学習課図書担当参事

大阪府で指定管理を行っているのは4市ぐらいでしたが、来年度から東大阪市、高石市、枚方市、本市の4市が指定管理に移行する予定です。他にも5市ぐらい指定管理を行っている自治体がありますが、そのうち4市でこの会社が指定管理を行っています。近隣で一番近いところは和泉市です。和泉市は5年前から指定管理を行っており、来年度は更新の時期で、来年度からはこの会社が指定管理を受けたと聞いています。

中藤教育長

他にありませんか。無いようですので、以上で報告第45号を終わります。

次に、報告第46号「教育委員会後援申請について」を議題とします。

事務局からの報告をお願いします。

檜葉教育総務課長

教育長専決により教育委員会の後援名義使用を承認した事業について、報告資料第46号に基づい

て説明。

継続5件の事業内容について一括で報告。

中藤教育長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

1件目の「30祭 in Izumisanon」は昨年から実施している事業ですが、対象者を30歳に限定するとなかなか集まらなかったため、30歳代に広げて、100人弱の方が参加され、開催されたと思いますが、今回の対象者はどうなっているのですか。

榎葉教育総務課長

対象は泉佐野市に縁のある25歳から34歳までの男女となっています。

南委員

どのような内容となっているのですか。

榎葉教育総務課長

第一部が式典で、第二部は、立食による懇親会で、ファッションショーやアーティストによるミニライブ、抽選会なども実施される予定です。

畑谷委員

対象者には泉佐野市から招待状などが送付されるのですか。

榎葉教育総務課長

いいえ。市報やホームページでお知らせをしていますので、それぞれで参加申し込みをして頂くことになっています。

北浦教育長職務代理者

良いことだとは思いますが、的があやふやというか、ぼやけますね。

中藤教育長

全国的にも30歳の成人式を行っているところも結構ありますが、30歳だけでは人数が集まらないので、対象年齢に幅を持たせています。仕事もして、色々なところへ出て行って活躍している方々に参加して頂き、同窓会的なことだけでなく、泉佐野市に戻ってきてほしいということも含めて開催されていると思います。

中村委員

今年は年齢も25歳から34歳となっていますが、年齢や地域も違うと会場はどのような感じになるのですか。

中藤教育長

昨年は、立食で自由に交流できるようになっていましたので、今年もおそらく同じような感じではないでしょうか。



中藤教育長

他にありませんか。無いようですので、以上で報告第46号を終わります。  
次に、報告第47号「教育委員会後援実施報告について」を議題とします。  
事務局からの報告をお願いします。

中藤教育長

只今、事務局から報告がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、以上で報告第47号を終わります。

中藤教育長

続いて議案審議に入ります。

前回の教育委員会議で継続審議となっています議案第45号「泉佐野市立小・中学校における土曜授業実施要綱について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

明渡学校教育課長

11月の教育委員会議で案を出ささせていただき、校園長会、教職員組合等と協議を行いました。

泉佐野市教職員組合からは、土曜授業については、「学校への説明が不十分であり、学校での議論が成熟しておらず、現場の意見が反映されていない」「現在でも、夏季特休、年休等を十分取れない状況の中で、土曜授業の実施は、労働強化になる」等から、反対を表明され、合意には至っていない状況です。また、校園長会からもよく似たような意見をもらっています。しかし、学力の定着や豊かな人間性の育成及び開かれた学校のさらなる推進のため、土曜授業の実施を考えています。

11月の案との変更点について説明させていただきます。第3条の第3項につきましては、11月の案では「長期休業期間中における統一した学校閉庁日を3日間設定する。」としていましたが、休暇の取得につきましては、個人の権利であり、要綱で指定することになじまないため削除しました。また、子育てや介護中の方が、土曜日に出勤することが厳しい場合があり、その配慮のため、「育児、介護等の配慮要件のある教職員の勤務については、当該教職員の事情に十分な配慮を行うこととする。」を第3項として追加しています。その関係で、第3条の項目名を「週休日の振替等」から「教職員の服務等」に変更しています。

中藤教育長

この件について、補足説明させていただきます。本日午前中の校園長会で私の方から説明をいたしました。課長からの説明にありましたように、泉佐野市教職員組合と11月9日と24日の2日間に渡り、この件で団体交渉を行いました。組合からは学校への説明が不十分で、現場の意見が反映されていないことや夏季特休や年休等も十分取れない状況の中で土曜授業の実施は明らかに労働強化である、反対であり合意できない。ということでした。学校教育施行規則の一部改正によって教育委員会の判断で土曜授業を実施することができますので、法的にはクリアされるのですが本来、土曜日に出勤してもらおうとその週で振り替えて休暇を取得してもらわないといけないのですが、そんなことは実際は不可能ですので、長期休業期間に振り替えるとその週は労働負担、労働強化になってくる、そういうことはもちろん認識していますが、その上でお願いしたいと組合には伝えてあります。校園長会でも同じような意見があり、月1回とはせずに学期で1回とか段階的に実施できないかとか、第4土曜日と限定しないで、各学校の事情にあわせて実施日の判断は各学校に任せてもらえないかなどの意見がありました。しかしながら、総合教育会議や教育振興基本計画でも月1回の方向でとなっていますし、学

期に1回というのは難しいと思われま。また実施日については、市内で統一して決めてしまわないと兄弟で中学校と小学校の子どもがいた場合、違う日になることも考えられ、ややこしいことにもなりますし、クラブチームなども決めてあげた方が、それに合せて調整して頂けると思いますので、学校の判断で決めるのではなく、教育委員会で市内の学校を統一して決めるべきだと思います。第何土曜日に実施するかについては、第4土曜日は、長期休暇で7月、8月、12月、3月はなく、年8回で、一番少ないこととなりますので、その点は十分配慮させて頂いていますので、できればその方向でと思っています。また、実施要綱では大阪府のガイドラインにあった第3条の第3項「育児、介護等の配慮要件のある教職員の勤務については、当該教職員の事情に十分な配慮を行うこととする。」というのは当然のことであり、前回の説明では漏れていましたので、これについては明記したいと思えますし、校長にもそのあたりはしっかり指導をして、十分配慮を行いたいと思えます。学校閉庁日は馴染まないということで実施要綱には記載しませんが、強制的にその日に振替日を指定することはできませんが、振替日を確保する意味もありますし、日直を無くすことにより学校の負担も減りますので、今のところ、夏休み2日と冬休み1日は学校を閉めて日直も無くしたいと思っています。

要綱は少し変更となりましたが、基本的には、来年度から土曜授業を実施する方向で進めて行きたいと考えています。今後はできるだけスムーズなスタートが切れるよう教育委員会としても十分配慮していく必要があると思えますし、細かい内容で今後調整が必要なことも出てくると思われま。また、組合側の意見も聞いた上でできるだけ要望には応えられるようにしていきたいと思っています。

委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

#### 北浦教育長職務代理者

校長先生をはじめ、教職員の方々には実施することによりご負担をお掛けすることは十分わかっています。これまでの流れとして、ゆとり教育ということで勉強量も減らし、授業時間数も減らし、土曜日にも休みになってきた経過があるわけですが、そのことにより学力が落ちているのではないかと、子どもたちに確かな学力をつけるには、元に戻すというか、勉強の量を増やす必要があり、それに併せて夏休みを短くしたりこのような形で授業時間数を増やす、子どもたちの学力を確かなものにより近づけていくには、こういう方法しかないのではないかとと思えます。

#### 中藤教育長

北浦委員がおっしゃったように、土曜授業の実施のきっかけというか理由の一つには学力向上という目的がありますが、元々土曜日が休みになったのは家族と一緒に土曜日を有効に使ってもらい、ゆとりをもって過ごすということできたのですが、この間を見ているとそういう部分もあるのですが、なかなか家族と接しられずに、子どもが家でゲームをしたり、一人で過ごしている家庭が結構あるということがあり、それならば学校でということも理由の一つです。

ただ、その土曜日に授業をするのか何をするのかについては、教科の時間数は、中学校は不十分ですが、小学校はほぼ足りていますので、補充学習的なことをやるとか、地域の方に来て頂いて何かをするとか、内容については各学校に任せ、できるだけ負担の無いようにと思っています。また、授業時数は午前中3単位時間とし、給食もありません。組合や校舎長会からは午前中の3時間としても、きちんと昼で帰れるのか、保護者から連絡があったりとかで、結局2時とか3時となったり、夕方までとまらないかと心配する声もありますが、そのようなことが無いよう、できるだけ校長へは、きちんと終わって帰宅できるよう徹底することは伝えてあります。

他にありませんか。無いようですので、これより採決に入りたいと思えます。

議案第45号「泉佐野市立小・中学校における土曜授業実施要綱について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

この後は、学校、教職員への周知と併せて、小・中学生は子どもたちを通して保護者へ12月中に案内を作って周知をしたいと思っています。また、来年度小学校に通う子どもへは、こども園や保育所を通じて、私立も含めてお知らせをしたいと思ひますし、市のホームページや市報等いろいろな形で周知を行いたいと考えています。

中藤教育長

次に議案第48号「平成27年度教育委員会表彰の被表彰者について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

檜葉教育総務課長

今年度の表彰対象者は55名です。

泉佐野市教育委員会表彰規則及び表彰基準に基づいて、教育委員会各課より推薦のあった被表彰者が内申一覧表のとおりとなっています。

番号1番から3番の方は、表彰規則第2条第1項第1号に該当する15年以上校医を務められた方及び20年以上勤められた教職員に対する永年勤続表彰で、4番から7番の方は、表彰規則第2条第1項第4号に該当するもので、退職校長・園長に対する表彰です。8番と9番の方は、表彰規則第2条第4項に該当する学力向上に顕著な功績をあげたことに対する表彰です。10番の方は、表彰規則第3条第1項第2号に該当する市立学校の児童生徒に対する表彰です。11番から55番までの方は、表彰規則第4条第1項第1号に該当する社会体育の活動において、特に優秀な成績をおさめられた方に対する表彰となっています。

中藤教育長

只今、教育総務課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

畑谷委員

20年以上の教職員で表彰対象者となる方は、この方一人だけなのでしょうか。

茶谷教育総務課教職員担当参事

学校からの推薦により対象者としておりますので、本人が辞退されている可能性もあると思われます。

赤坂委員

校医の方の永年勤続15年で表彰されることはわかりますが、成績良好とはどういう意味でしょうか、逆に失礼な気がします。

檜葉教育総務課長

表彰規則で、その勤務成績が良好であるときとなっていますので、そういう表記になっています。

山下委員

表彰式はいつでしたか。

極葉教育総務課長

1月16日の土曜日、午前10時30分から生涯学習センター多目的室で行います。

中藤教育長

他にありませんか。無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第48号「平成27年度教育委員会表彰の被表彰者について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

中藤教育長

次に議案第49号「2016年度泉佐野市教職員組合要求書に対する回答について」を議題とします。教育総務課から説明をお願いします。

極葉教育総務課長

去る9月7日に泉佐野市教職員組合から提出されました要求書に対して各担当により作成した回答書案です。

内容は、基本要求が8項目、重点要求11項目をはじめ、労働条件や教育諸条件の改善、あるいは教育制度についての要求など170余りの要求となっています。

左側が要求項目で右側が要求に対する回答となっており、下線部分が新たな要求項目です。

回答書案につきましてはご承認頂いた後、泉佐野市教職員組合に対して回答を予定しています。

中藤教育長

只今、教育総務課長から説明がありましたが、委員の皆さんでご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

無いようですので、これより採決に入りたいと思います。

議案第49号「2016年度泉佐野市教職員組合要求書に対する回答について」は、原案どおり承認することとしてよろしいでしょうか。

(各委員 「異議なし」の発言あり)

ご異議がございませんので、本議案は、原案どおり承認することに決定しました。

中藤教育長

その他で、何かございますか。

鈴木教育総務課文化財担当参事

平成27年11月3日の文化の日に、市役所5階の理事者控室にて第3回「いずみさの検定」を開

催しました。今回は、1級9名、2級23名、3級48名の合計80名が受験されました。そのうち、45名が市内在住の方で、市外在住の方は35名でした。市外受験者の中には、埼玉県や石川県からの参加者もありました。今回の結果ですが、1級は1名、2級は0名、3級は10名の方が合格されましたが、昨年度は1級26名の受験者に対し、10名。2級25名の受験者に対し、14名。3級35名の受験者に対し、24名が合格しており、今年度の難易度がいかに高度であったかが理解されます。

11月28日の土曜日の午後1時から、本市職員であった1級合格者を除く、3級上位合格者の表彰式を実施いたしました。来年度の検定につきましては、出題範囲の絞り込みや問題作成の方法などを検討しながら実施したいと考えています。

中藤教育長

只今の報告について、何かご質問はありませんか。

中村委員

今回で3回目となりますが、毎回検定の内容や難易度は異なるのですか。

鈴木教育総務課文化財担当参事

多少重複しているものもあるかもしれませんが、基本的には新たな問題となっています。昨年はテキストが350問か360問でしたが、今年は難易度を高めようということで、400問の中から50問、50問、100問という出題となりました。それと今年が3回目になるのですが、1回目2回目とできるだけ重複しないように、また、多少こちらの問題の方がマンネリ化していましたので、その辺りのところを変えた結果このような難易度になってしまいました。

中藤教育長

具体的な数字を聞く問題が結構あり、難しかったと聞いています。教育委員の皆さんも是非挑戦してください。

鈴木教育総務課文化財担当参事

12月12日(土)から来年1月24日(日)まで、『泉佐野の風景と文化財』～写真で見る移り変わり～と題しまして「歴史館いずみさの」で特別展示を開催します。昔の風景写真と文化財との関わり等の写真を展示し紹介するものです。この事業は文化庁の100%補助金 文化芸術振興費補助金 文化遺産を活かした地域活性化事業の予算を活用して行う特別展示です。昨年度も実施しましたが、かなりの好評でありました。よろしければご覧頂きたいと思います。

中藤教育長

他にありませんか。

今月は私からの報告は特にありませんので、本日の委員会に付議されました議題はすべて終了いたしました。

次回の1月の定例教育委員会会議は、1月7日木曜日午後2時から5階理事者控室で開催いたします。

次回の教育委員会会議で通学区域について、最終決定を行う予定です。この間、説明会やパブリックコメント等で頂いたご意見等の資料をお渡ししますので、各委員の方々にはご確認頂き、次回の教育委員会会議に臨んで頂きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それではこれをもって本日の会議は終了いたします。ありがとうございました

(午後15時10分閉会)

上記のとおり、本市教育委員会の会議の顛末に相違ないことを記すため、ここに署名する。

平成28年1月7日

教育長

委員